

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第66号

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則の一部を改正する規則

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則（平成25年四日市市規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付の休止等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 交付対象者(第3条第3項に規定する夫婦を除く。)は、妊娠・出産又は災害により農業経営を休止しようとするときは、休止届の提出とともに、青年等就農計画等の変更申請を行うことができる。ただし、農業経営を休止しようとする期間は、1年以内でなければならない。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(交付の休止等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 交付対象者(第3条第3項に規定する夫婦を除く。)は、妊娠・出産により農業経営を休止しようとするときは、休止届の提出とともに、青年等就農計画等の変更申請を行うことができる。ただし、農業経営を休止しようとする期間は、1年以内でなければならない。</p> <p>6 (略)</p>

第15号様式を次のように改める。

第15号様式（第13条関係）

年 月 日

四日市市長

休 止 届

住 所
氏 名

印

農業次世代人材投資資金の受給を休止しますので、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第13条第1項の規定に基づき、休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日	
休止理由		
再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

添付書類

- ・母子健康手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）
- ・被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)